

韓国の知的財産事情（概観）

Intellectual Property circumstances of Republic of Korea

榎本 吉孝*
Yoshitaka ENOMOTO

抄録 韓国は、高費用構造下においても知的財産の創出・活用を通じて高付加価値を創出する先進国型経済構造に転換し、国際競争力を確保することを目標として、「知的財産強国」実現をスローガンとした先駆的な施策を展開している。その背景と現状を紹介する。

1. 韓国企業の躍進：サムスンの「特許経営」

「世界に躍進する韓国企業に学ぼう」と題する社説が日本経済新聞に掲載された(本年3月4日)。昨年、韓国企業の携帯電話は北米市場年間シェアで1・2位に躍進し(サムスン電子、LG電子)、前年1位のモトローラを3位に後退させている。

では、知的財産分野では、韓国は、どのような状況にあるのであろうか。図1には、知的財産分野の実情が、韓国企業を携帯電話に見立てて描写されている。左上の「過去市場」では、競争社特許の“地雷”を踏んだ者があり、ライセンスや代替技術開発で地雷を除去した者もある。手前の「現在市場」に至ると、特許紛争の“リング”で敵と格闘する者が現れている。

特許実施料の支払等により、韓国の技術貿易赤字(技術輸入－技術輸出)は31.4億ドルと過去最大に拡大している(2008年)。技術輸出／技術輸入の比率(技術貿易収支比率)で見れば改善傾向にはあるが(0.34/04年⇒0.45/08年)、やはり大きく負け越している(日本:3.19, 米国:2.12)。

こうした中、05年にサムスン電子は『No Patent

No Future』をスローガンに“特許経営革新”を宣言した。同社の韓国国内特許出願は、01年の6,588件から05年の17,810件へと驚異的に伸びていたが、「量的経営よりは、基盤技術を確保するなど質的経営を強化する」方針への転換で08年までに

図1：韓国特許庁の知財戦略「体系図」



(出典) 韓国特許庁『知的財産白書』(2009)

(JETRO ソウル・センター訳)

* 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル・センター副所長
Deputy Director General, Japan External Trade Organization (JETRO) Seoul

7,294 件に絞り込み、一方で、米国での特許取得は IBM に次ぐ 2 位 (3,611 件 /09 年) にまで伸ばした。同社の特許経営革新は、(1) 特許専門人材の増員、(2) 次世代先行技術の確保、(3) 応用技術の開発と積極的クロスライセンス政策を基軸としたもので、現在では知的財産部門は 500 人を超え (05 年の 2 倍以上)、うち約 100 人が訴訟担当という陣容に拡大している。

図 2 : サムスン電子の社内ポスター



(サムスン電子提供)

2. 特許怪物の脅威: 韓国政府の対応

クロスライセンス政策を掲げた韓国企業の前に、“特許の怪物”(パテントトロール) が立ちはだかり、08 年頃から“脅威”として報道された。そのターゲットは米国企業からアジア企業に移ったとされ、特許訴訟を受けた企業別件数では 1 位にサムスン電子、6 位に LG 電子が入る。サムスン電子は、インターデジタルとの 3G 携帯の特許紛争で 4~5 億ドル規模の実施料 (12 年まで) に合意したとされ、大型訴訟が相次いだ同社は「特許経営」を原点に戻って再点検しているようである。

このパテントトロールの脅威に対し、韓国政府は、いくつかの取組みを行った。

まず、韓国知識財産研究院で、サムスン、LG の委員を含む外部有識者により『特許権濫用防止指針』を作成した。同指針では、「特許発明を正当な理由なく実施しない特許権者は特許権侵害差し止めを請求することができない」(第 19 条) とするなど、法的拘束力はないものの、権利濫用に対して強い姿勢を示している。なお、特許権濫用に関連して、本年 3 月に韓国公正取引委員会が『知的財産権の不当な行使に対する審査指針』を改定した。ライセンス契約やパテントプールで、不公正な取引とされる基準を示した指針として実務上でも有用である。

また、韓国政府は「創意資本 (インベンション・キャピタル)」の構築により“パテントトロールへの対抗策”とされる官民合同の特許管理会社の創設を進めている。知的財産の購入・権利化・活用の促進や、研究者への報奨強化によって韓国の優良特許の海外流出 (パテントトロールへの流出) を防ぎ、さらには企業に代わって外国からの特許訴訟を防ぐ「防御用特許購入」も行うとされる。5 年間で最大 5,000 億ウォンのマザーファンドを構築するとされ、本年 3 月には第 1 号の特許管理会社が、代表に米インテレクチュアル・ベンチャーズ出身者を迎え発足した。

3. 二極化: 一部の大手企業と立遅れる中小企業

韓国経済の課題の一つに「対日貿易赤字」がある。世界のテレビ販売金額シェアでも韓国企業は 1 位・2 位を占めるが、その液晶テレビの製造に用いる偏光フィルムを納入しているのは日本企業であり、対日貿易赤字全体の 3 分の 2 程度を、こうした部品・素材分野が占める状況にある。

大手企業を支える中小企業が韓国で育たない。一つの要因は、「下請けが発明をしても、大手企業が

奪ってしまう」ことにある（韓国の忠孝思想あるいは軍隊式文化は、日本企業とのライセンス交渉でも表れる）。自立した知財部を擁する韓国企業は数えるほどで、他はせいぜい“知財部丸ごとアウトソーシング”という状況である。

中小企業の知財人材を育成するため、また、民間から国への政策提言を行うため、韓国でも韓国知的財産協議会という企業団体が2年前に発足した。ただ、政府主導・政府支援で構築・運営されたために、政策提言はもちろん、大企業が中小企業の育成をさせられることにも、冷やかな意見が聞かれた。

しかし近年は、韓国の中小企業も知的財産の被害、特に、身近な競争企業に自社技術を侵害されるケースが多くなり、また、大企業も下請けの韓国企業を育成する意識を持ち始めているため、今後、韓国の中小企業も知的財産の意識を高め、能力を向上させていくと考えられる。

4. 模倣大国からの脱皮と韓国消費者の意識

米通商代表部「スペシャル301条報告書」で韓国は、05年に優先監視国から監視国に緩和され、昨年には「知財権の保護システムが改善された」として監視対象国から外れるに至った。

確かに、日本の電機メーカーにヒアリングすると、製品レベルでの模倣品はかなり減ったと言う。一方で、文具・玩具・衣料などの生活用品分野の企業からは、依然として酷い模倣被害の実態を聞く。その模倣品の殆どは、中国で生産されて韓国市場に流入し、地方の零細小売店にまで拡散していく。例えば、人気キャラクターのカプセルトイの偽物は、韓国内に約2万店舗ある学校周辺の文具店に流通していく。こうした小売店や流通業者は正規品も取扱う取引先であるため、企業としては強硬な姿

勢を取り難いという事情もある。

韓国内での対策の第一は、税関での取締りである。昨年に稼働した“IPIMS”は、税関で被疑物品が発見されると権利者に携帯メールが届くシステムで、通関保留への対応が容易となった。課題は、税関職員の真贋判定能力である。JETROでは日本企業による韓国税関職員への研修を今年から進めている。第二に、韓国内に流通した後の取締りであるが、玩具や生活用品の場合、小売店は地方にも多く分散し、小額商品であるため警察等の対応は芳しくない。JETROに日系企業から相談があれば、韓国特許庁との間に構築した“ホットライン”を通じて、同庁に警察や地方自治体と連携した取締りを促している。同庁には本年8月から「特別司法警察権」が導入され、同庁職員が取締りを行う権限を有することとなったし、さらに、ネット上での模倣品売買への対策として24時間監視システム（IPOMS）も昨年12月より稼働している。

映画・テレビ番組や音楽、ゲームソフトなどの著作権分野では、韓国内で違法コピー、不法アップロードが平然と行われ、被害は酷い。この分野で、韓国消費者は意識が低いと言わざるを得ない。

一方で韓国企業は、家電、自動車、オンラインゲームなどにおいて、中国などアジア・中東地域で被害を受ける立場になりつつある。また、違法コピーをネット上に不法アップロードした青少年に対し、法律事務所が和解金目的で告訴する事件が急増し、自殺者も出て社会問題化した。このように、知財権保護に対する韓国国民の意識は、大きく変わらざるを得ない局面にある。

5. 知的財産強国に向けて

科学技術先進国となった韓国であるが、研究開発は先進国追撃型に留まり質的成長が弱く、技術

貿易赤字の継続や、新成長動力の創出機能低下、優秀理工系人材養成の困難など、構造的な問題が指摘されている。知的財産の面でも、量的生産（出願件数）は世界水準に至ったが、強い知的財産権の創出・確保の弱さ、研究開発成果の海外流出、知的財産の価値が適切に認識されていないなどの問題が、繰り返し指摘されている状況である。

我が国と同様に資源に乏しい韓国は、こうした問題を解決するため「知的財産強国」をスローガンとした政策を重ねて発表している。

(1) 05年10月：「知的財産強国実現のための推進戦略及び課題」（韓国特許庁）

知的財産強国へと飛躍するために、中・長期的に向かうべき方向と推進すべき施策を提示した。

優れた基本特許の創出及び最高品質の審査システム構築
①情報活用の強化を通じ、国のR&D投資効率を向上
②大学等の知的財産戦略経営の支援を強化
③良質で強力な特許付与のための審査・審判システムを改善
知的財産の保護強化及び執行の実効性向上
④知的財産の保護範囲を拡大し、紛争解決制度を改善
⑤技術と市場の変化に伴い知的財産権制度の改善を推進
⑥権利執行の実効性を高め、海外での侵害への対応を強化
国際的な知的財産規範と情報インフラ構築の主導
⑦国際機関及び2国間・多国間の積極的な協力を推進
優秀特許技術創出基盤構築、活用インフラの拡大
⑧優れた特許技術を創出するための基盤構築
⑨優れた特許技術の移転及び事業化の促進
⑩地域の知財活動を活性化させる基盤の構築
特許行政の能力強化
⑪特許行政の能力強化のためのインフラ構築

(2) 06年5月：特許庁の企業型中央責任運営機関への転換

成果主義に基づく給与体系の導入や、「顧客感動経営」をスローガンとして制度改正やサービス向

上を目指す。「顧客感動経営」は、韓国特許庁がサムスンなどの韓国大手企業と業務協力契約を締結して、企業経営方法から学んでいるものである。

(3) 08年～：知的財産中心の技術獲得戦略
研究開発の結果物が知的財産権という見方を逆転し、同戦略では、市場のニーズ、トレンド、技術開発や特許の動向などを分析して、将来の市場をリードする製品と、その製品に必須となる知的財産権（基本特許・標準特許）のポートフォリオを予測し、必須特許を先に獲得するための研究開発の方向性を国や企業の研究機関に提示し、あるいは積極的にライセンス取得するとしている。

特許庁審査官と産学研の専門家が、08年には次世代半導体、ディスプレイ素子など4分野について、09年には発光ダイオード、自動車用高出力リチウム2次電池など18分野について新規技術獲得戦略の報告書を作成し、企業等に提示している。本年は、ロボット、電気自動車など31分野に取り組み、加えて、先端部品素材分野の中小企業に知財戦略の専門家を派遣し育成を進めている。

(4) 09年2月：知的財産ビジョン及び実行戦略

高費用構造下でも知的財産を通じて新規市場を創出して高付加価値を作り出す先進国型経済構造に、韓国が転換し国際競争力を確保するために、韓国特許庁が発表したビジョン。

● 製造業強国から知的財産強国へ
世界一流の知財権保有企業を20年までに1,000社育成等
● 知的財産を尊重する社会へ
知的財産エリート企業家の養成 企業に役立つ知財司法制度の構築
● IP-Hub Korea
国際知的財産秩序の形成を誘導 途上国支援で韓国を成熟国家に

(5) 09年7月：知的財産強国実現戦略

大統領主宰の国家競争力強化会議に、国務総理室など13部署・機関が共同作成した「知的財産強国実現戦略」が提出され、その推進が決定された。技術貿易収支（輸出／輸入）を07年の0.43から12年には0.79に改善し、著作権産業の規模を07年の世界9位から12年に5位に拡大する計画。

<p>● 知的財産の経済・産業的活用の促進</p> <p>①知的財産創業の活性化</p> <p>▶ 技術持株会社の設立活性化。企業の海外進出支援など</p> <p>②知的財産金融システムの構築</p> <p>▶ 創意資本（インベンション・キャピタル）の構築など</p> <p>③知的財産事業化の促進</p> <p>▶ 政府研究開発予算中の事業化予算枠拡大、技術事業化連携研究開発の推進など</p>
<p>● グローバル水準の知的財産法・制度の準備</p> <p>④企業に有利な知的財産司法制度の整備</p> <p>▶ 知的財産訴訟の管轄の改善、ADRの活性化</p> <p>⑤公正な知的財産取引秩序の確立</p> <p>▶ 権利濫用防止策の整備、著作物流通環境の整備など</p> <p>⑥特許制度の先進化及び国際規範の先導</p> <p>⑦知的財産基本法制定の推進</p>
<p>● 知的財産関連インフラの先進化</p> <p>⑧知的財産権の保護及び執行の強化</p> <p>▶ 水際取締りの範囲拡大（特許・意匠など）</p> <p>⑨知的財産権紛争対応体制の構築</p> <p>▶ 海外進出企業に対する知財権支援サービスの強化など</p> <p>⑩知的財産を尊重する社会基盤の形成</p> <p>⑪知的財産情報インフラの整備</p>

(6) 10年4月16日：知識財産基本法（案）

知識財産基本法（案）が立法予告され、公聴会の開催など検討が続いている。ちなみに、同法付則で、関連法の「知的財産」という用語の「知識財産」への置換えを定めている。

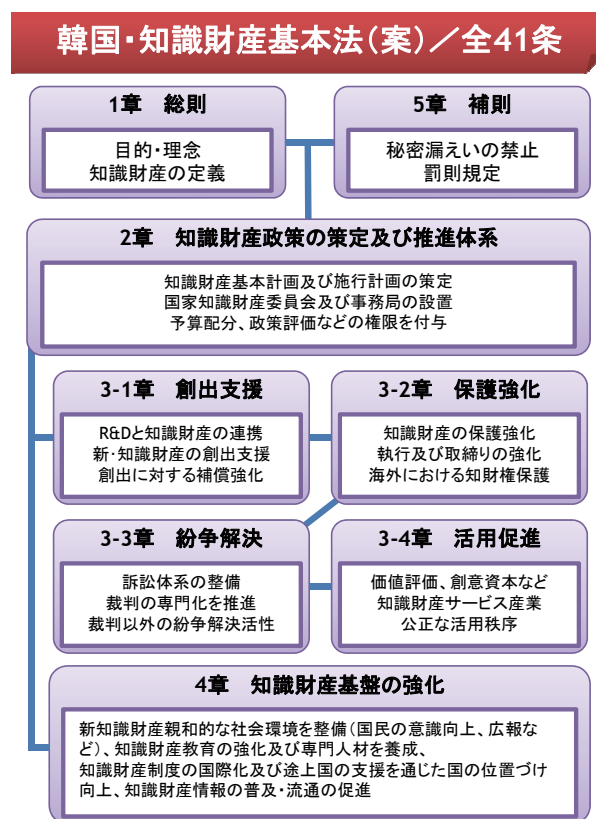
基本法は、日本と同様に、知的財産の創造・保護・活用に関する基本理念や実現にむけた基本事項を定めており、また、政策の樹立・推進体系として「国家知識財産委員会」の設置、5年毎の「国

家知識財産基本計画」の樹立を定めている。

ただし、国家知識財産委員会の委員長は大統領ではなく、その下の国務総理（首相）とされ、その委員は、（国務大臣ではなく）「大統領令で定める公務員」及び有識者とされ、基本計画の樹立は、関係中央行政機関の長による協議と、同委員会の審議により行われる。また、この基本計画に基づいて、関係中央行政機関と地方自治体は毎年、機関別の「知識財産施行計画」を（同委員会の審議を経て）樹立・施行する。元来、省庁別であった政策や事業を連携させるための基本法であるので、韓国でも国家知識財産委員会が高い機能を発揮することを期待したい。

年内に、基本法の施行、国家知識財産委員会の発足、知識財産基本計画の策定が行われる予定。

図3：知識財産基本法（案）の概要



（韓国特許庁資料を基にJETRO作成）

6. 日系企業の活動

今春、JETRO ソウル・センターと SJC（ソウル ジャパンクラブ：360 程度の法人会員を擁する日系コミュニティー）が中心となり、在韓日系企業をメンバーとする「韓国 IPG」を発足させた。模倣品・海賊版などの諸問題への対処や、情報交換、韓国政府との協力活動を進めている。日系企業の韓国現地法人は知財担当がおらず、知財関連業務は日本本社で担っているケースが殆どであるため、まず、韓国 IPG は現地法人の共同知財部として活動し、さらに、JETRO 本部を事務局として日本国内にも「韓国知的財産ネットワーク」を構築することにより本社知財部との連携活動も進めたい。

（「韓国 IPG」メンバー登録、「韓国知財ネット

ワーク」メンバー募集を進めておりますので、ご賛同の上、奮ってご登録いただきたく、お願い申し上げます。

メンバー登録案内の URL：

<http://www.jetro-ipr.or.kr/>

http://www.jetro.go.jp/theme/ip/iipf/ipg_kr.html

また、SJC は、毎年、韓国政府に対する建議を提出しており、10 年度は知的財産分野で 19 項目を提出した。昨年の建議の例では、同一人の先願意匠の一部と同一又は類似の後願の部分意匠若しくは部品意匠について保護するよう要望し、韓国政府から、制度改正に向けて韓国内で意見聴取を始めるとの回答を得ている。

図 3：新たに発足した「韓国 IPG」の活動方針

